

(14) 公益財団法人 鳥取県生活衛生営業指導センター給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和元年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	7,302 千円	489 千円	2,196 千円	9,987 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
204,767 円	217,067 円	60 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	初 任 給		備 考
一般職	大学卒	— 円	鳥取県生活衛生営業指導センター補助金交付要綱の規定の範囲内で理事長が定めるものとする
	高校卒	— 円	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10 年	20 年	30 年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
<p>期末手当 勤勉手当</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" data-bbox="459 315 1206 591"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.81 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.215 月分</td> <td>0.81 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.43 月分</td> <td>1.62 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>[令和元年度実績]</p> <table border="1" data-bbox="459 864 1318 958"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,196,283 円</td> <td>3 人</td> <td>732,094 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.215 月分	0.81 月分	12月期	1.215 月分	0.81 月分	計	2.43 月分	1.62 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	2,196,283 円	3 人	732,094 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.215 月分	0.81 月分																	
12月期	1.215 月分	0.81 月分																	
計	2.43 月分	1.62 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
2,196,283 円	3 人	732,094 円																	
<p>退職手当</p>	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>[令和元年度実績] なし</p>																		
<p>時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)</p>	<p>[令和元年度実績]</p> <table border="1" data-bbox="459 1744 1318 1827"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>96,930 円</td> <td>3 人</td> <td>32,310 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	96,930 円	3 人	32,310 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
96,930 円	3 人	32,310 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当		制度なし		
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族 ただし、行政職給料表8級、9級及び 同相当職は右のとおり。	6,500 円 8級：3,500円 9級：支給しない	
		イ 子	9,200 円	
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1人につき 5,000 円 を加算	
		〔令和元年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		149,500 円	2 人	6,229 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例によった場合 の額の2分の1相当額	
		〔令和元年度実績〕 該当なし		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の3分の2の額を加算 (高速自動車国道等特別料金等については1ヶ月あたり2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークドライブ) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 県の支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	〔令和元年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	242,100 円	3 人	6,725 円

6 役員の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	無報酬	なし	
副理事長	無報酬		
常務理事	無報酬		
上記以外の理事	無報酬		
監 事	無報酬		

〔令和元年度実績〕

該当なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分 12月 期末 1.215月分 勤勉 0.81月分	6月 期末 1.145月分 勤勉 0.785月分 12月 期末 1.285月分 勤勉 0.785月分	県の制度に準じた改定

(2) 適用日

令和2年4月1日